明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○小規模企業共済法の一部を改正する法律（二四）　二
○中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（二五）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　三
（**総務**一六七）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一八九）　四
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（**同**一九〇）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**一九一）　四
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**一二八）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**九）　五
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、指定肉用子牛の平均売買価格を告示する件（**農林水産**六四一）　五
○エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十二条の規定に基づく登録調査機関の登録の更新をした件（**経済産業**九七）　五
○エネルギーの使用の合理化に関する法律第三十九条の規定に基づく登録調査機関として登録した件（**同**九八）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一〇二～一一〇）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一〇四、一〇五）　六
○一級河川網走川水系網走川における河川予定地の変更に関する件（**北海道開発局**七三）　六
○浄化槽の型式を認定した件（**沖縄総合事務局**二六）　六
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（**最高裁**二）　六
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**同**三）　六

〔国会事項〕

財務省　新潟県　長野県　沖縄県　札幌市　横浜市　九

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

事務所等の住所変更（海上保安庁）　九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

特殊法人等

公立学校共済組合定款の一部変更関係　一〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇小規模企業共済法の一部を改正する法律（法律第二四号）（経済産業省）

1　共済契約を締結することができる小規模企業者の定義に、個人たる小規模企業者の営む事業の経営に携わる個人を追加することとした。（第二条関係）

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約の締結を拒絶することができる事由に、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するときを追加することとした。（第三条関係）

3　共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることを条件としないものとすることとした。（第七条関係）

4　共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であって、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加することとした。（第一三条関係）

5　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。

◇中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（法律第二五号）（経済産業省）

1　独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由に、私的整理等に係る手続であって経済産業省令で定めるものがされることを追加することとした。（第二条第二項第三号及び附則第二条関係）